

改正

令和3年12月1日3世児支第546号

令和7年8月1日7世児支第284号

世田谷区養親希望者手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養子縁組により養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）が、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下「民間あっせん機関」という。）に申し込みをして養親となる場合に、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払う手数料の一部を補助するため、世田谷区養親希望者手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、民間あっせん機関に対して手数料を支払い、養親になろうとすることとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす養親希望者とする。

- (1) 世田谷区内に在住していること。
- (2) 民間あっせん機関との契約に基づいて養子縁組のあっせんを受け、縁組成立前養育（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第27条第7項に規定する縁組成立前養育をいう。）を開始していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が民間あっせん機関に対して手数料として

支払う経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、1人又は1世帯あたり600,000円を上限とし、上限額と補助対象経費とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、世田谷区養親希望者手数料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、区長が定める期日までに提出させるものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、世田谷区養親希望者手数料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付を決定しない場合は書面により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(補助事業の変更の承認)

第9条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、当該補助事業者に世田谷区養親希望者手数料補助金補助事業変更承認申請書（第3号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更を承認したときは、その旨を書面により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 区長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を完了したときは、世田谷区養親希望者手数料補助金補助事業実績報告書兼請求書（第4号様式）に区長が必要と認める書類添付して、別に定める期日までに提出させるものとする。

(補助金の額の確定及び補助金の支払い)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告及びこれに係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (5) 補助事業が当該年度に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区養親希望者手数料補助金交付決定取消通知書（第5号様式。次条において「取消通知書」という。）により当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第14条 前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から返還までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセン

トの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第15条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第16条 第14条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第17条 補助事業者が非常災害等により、被害を受けたため補助事業の遂行が困難となった場合の特別な措置等については、必要に応じ、区長が通知する。

（書類の保存）

第18条 区長は、補助事業者に補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理させ、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月1日3世児支第546号）

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和7年8月1日7世児支第284号）

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。